

## 賛助会員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第52条の規定に基づき、一般財団法人全国山の日協議会（以下「この法人」という）の賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員の種類)

第2条 会員は次の3種とする。

- (1) 個人賛助会員
- (2) 団体賛助会員
- (3) オフィシャルパートナー

## 第1章 個人賛助会員

### (個人賛助会員に関する規程)

第3条 この章では個人賛助会員の入会および退会、並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (個人賛助会員の種類と会費)

第4条 個人賛助会員は次の3種とする。

- (1) 個人会員
  - (2) ユース会員（入会時および更新時の年齢が22歳以下の者）
  - (3) ファミリー会員（同居する家族とともに入会する者）
- 2 会費は、下記各号のとおりとする。
- (1) 個人会員は、1口 年額3千円とする。
  - (2) ユース会員は、1口 年額2千円とする。
  - (3) ファミリー会員は、1口 年額5千円とする。

### (入会および退会)

第5条 個人賛助会員は、会費の納入および住所、氏名、電話番号の届出をもって登録される。登録期間は年単位で、入会申し込みがあった月から1年間とする。

- 2 いずれの会員も翌年度の会費の納入をもって個人賛助会員の地位が更新される。
- 3 次のいずれかの場合には、個人賛助会員登録を抹消する。
  - (1) 個人賛助会員本人あるいは代理の親族から退会の申し出があったとき
  - (2) 1年以上会費が滞納されたとき
- 4 納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (個人賛助会員のサービス)

第6条 この法人は個人賛助会員に対して次のサービスを行う。

- (1) 会員証が発行される。
- (2) メール(登録者)、郵送等による情報提供
- (3) 一定の条件のもとで、この法人が主催する催事等への優先参加機会の提供

- (4) 10口以上の会費を納める個人賛助会員に対しては、毎年8月11日に開催される「山の日」全国大会の記念式典への招待状の送付

(会員情報の保護)

第7条 この法人は、別に定める個人情報管理規定に基づき、個人賛助会員に関する個人情報について守秘義務を負い、会員情報は公開しない。

(会費の使途)

第8条 納入された会費は、この法人の実施する公益目的事業及び事務局の運営に支弁する。

## 第2章 団体賛助会員

(団体賛助会員に関する規程)

第9条 この章では団体賛助会員の入会および退会、並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体賛助会員の種類と会費)

第10条 団体賛助会員は次の4種とする。

- (1) 団体会員
- (2) 法人会員
- (3) 特別団体会員（3口以上の会費を納める団体）
- (4) 特別法人会員（3口以上の会費を納める法人）

2 会費は、1口 年額3万円とする。

(理事会への報告)

第11条 理事長は、新たに団体賛助会員になったものについて、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会および退会)

第12条 団体賛助会員は、会費の納入および団体名、代表者氏名、住所、電話番号の届出をもって登録される。登録期間は年単位で、開始月は4月から翌年3月までの1年間とする。

2 年度途中から入会する場合には、以下の特例を適用する。

- (1) 8月以降11月までに入会する場合には、会費の30%を免ずる。
- (2) 12月以降翌年3月までに入会する場合には、会費の50%を免ずる。

3 いずれの団体賛助会員も翌年度の会費の納入をもって会員の地位が更新される。

4 次のいずれかの場合には、団体賛助会員登録を抹消する。

- (1) 団体賛助会員から退会の申し出があったとき
- (2) 1年以上会費が滞納されたとき

5 納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(団体賛助会員の特典)

第13条 団体賛助会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 会員証が発行される。
- (2) メール(登録者)、郵送等による情報提供
- (3) 一定の条件のもとで、この法人が主催する催事等への優先参加・出展機会の提供
- (4) 毎年8月11日に開催される「山の日」全国大会の記念式典への招待
- (5) この法人のホームページの「会員からのお知らせ」欄での情報の発信
- (6) 商品又は役務の広報におけるこの法人のロゴマークの表示
- (7) 3口以上の会費を納入する団体賛助会員は、この法人のホームページ、出版物などにこの法人が指定する大きさのバナーの掲出ができる。
- (8) 3口以上の会費を納入する団体賛助会員は、オフィシャルパートナーへの就任を申請することができる。
- (9) 地方自治体である団体賛助会員は、毎年8月11日に開催される「山の日」全国大会の開催地の候補地に立候補することができる。

(会員情報)

第14条 この法人は、団体賛助会員の名称およびURL情報をホームページに公開する。ただし、公開を希望しない団体賛助会員はその旨を申し出ることにより公開をしないことができる。

(会費の使途)

第15条 納められた会費は、この法人の実施する公益目的事業及び事務局の運営に支弁する。

(除名)

第16条 団体賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなどして、団体賛助会員としてふさわしくないと認められるとき。
  - (2) 正当な事由なく会費を1年以上滞納したとき。
- 2 団体賛助会員の除名が審議される理事会において、当該団体賛助会員には弁明の機会が与えられる。

### 第3章 オフィシャルパートナー

(オフィシャルパートナーに関する規程)

第17条 この章ではオフィシャルパートナーの就任および辞任、並びに協賛金の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(オフィシャルパートナーの就任および辞任)

第18条 第10条4号に定める特別法人会員(3口以上の会費を納める法人)は、理事長の承認を得て、オフィシャルパートナーに就任することができる。

- 2 オフィシャルパートナーは、協賛金の納入および団体名、代表者氏名、住所、電話番号の届出を

もって登録される。登録期間は年単位で、開始月は4月から翌年3月までの1年間とする。

3 年度途中から就任する場合には、当該年度の協賛金について、以下の特例を適用する。

(1) 8月以降11月までに就任する場合には、協賛金の30%を免ずる。

(2) 12月以降翌年3月までに就任する場合には、協賛金の50%を免ずる。

4 オフィシャルパートナーは、いつでも辞任通知を提出することにより、辞任することができる。

5 前項の場合、納入された協賛金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

#### (協賛金)

第19条 オフィシャルパートナーの協賛金は、1口年額200万円とする。

#### (理事会への報告)

第20条 理事長は、新たにオフィシャルパートナーに就任したものについて、その属性及び就任を承認した理由を理事会に報告しなければならない。

#### (特典)

第21条 オフィシャルパートナーは次の特典を受けることができる。

(1) 「一般財団法人全国山の日協議会オフィシャルパートナー」と称することができる。

(2) この法人の封筒に、指定のロゴを表示することができる。

(3) この法人のホームページ、出版物などに、この法人が指定する大きさのバナーの掲出ができる。

(4) この法人が主催する事業等の情報および参加・出展機会を先んじて得ることができる。

但し、その参加に要する独自の各種制作物・人件費等に係る経費は別途負担するものとする。

(5) オフィシャルパートナーが営利企業の場合には、同業他社がオフィシャルパートナーになることを妨げることができる。

(6) この法人の理事会が併設する運営委員会の委員を推薦することができる。

#### (情報の公開)

第22条 この法人は、オフィシャルパートナーの名称およびURL情報をホームページに公開する。ただし、公開を希望しない場合はその旨を申し出ることにより公開をしないことができる。

#### (協賛金の使途)

第23条 納められた協賛金は、この法人の実施する公益目的事業及び事務局の運営に支弁する。

#### (除名)

第24条 オフィシャルパートナーが下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなどして、オフィシャルパートナーとしてふさわしくないと認められるとき。

(2) 正当な事由なく協賛金を1年以上滞納したとき。

2 オフィシャルパートナーの除名が審議される理事会において、当該オフィシャルパートナーには弁明の機会が与えられる。

(改 廢)

第 2 5 条 この規程の改廢は、理事会決議を経て行う。

(補 則)

第 2 6 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、一般財団法人全国山の日協議会設立の 2016 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2 0 1 8 年 1 2 月 6 日 一部改定 (2018 年 12 月 6 日理事会にて議決)
- 3 2 0 2 0 年 8 月 2 5 日 一部改定 (2020 年 8 月 25 日理事会にて議決)
- 4 2 0 2 0 年 1 2 月 7 日 改定 (2020 年 12 月 7 日理事会にて議決)